

参考資料

1. 小矢部市民意向調査結果(抜粋)
2. 小矢部市高校生アンケート(抜粋)
3. これまでの総合計画(基本構想・基本計画)の推移
4. 第5次小矢部市総合計画策定組織図
5. 第5次小矢部市総合計画策定経過
6. 第5次小矢部市総合計画(案)について(諮問)
7. 第5次小矢部市総合計画について(答申)
8. 小矢部市勢総合計画審議会委員名簿
9. 第5次小矢部市勢総合計画審議会幹事専門部会名簿
10. 第5次小矢部市総合計画策定委員会名簿
11. 第5次小矢部市総合計画策定委員会専門部会・ワーキンググループ
12. 第5次小矢部市総合計画諮問案縦覧意見
13. 小矢部市勢総合計画審議会条例(昭和42年7月5日条例第13号)
14. 小矢部市総合計画策定委員会規程(昭和52年4月18日訓令2号)
15. 10年のあゆみ
16. 第5次小矢部市総合計画関連計画一覧表
17. 用語解説

資料1 小矢部市民意向調査結果(抜粋)

1.調査の目的・実施要領等

(1)調査の目的

本調査は、市民のまちづくりへの意見・要望、将来のまちづくりの期待をお聞きし、「第5次小矢部市総合計画」に反映させることを目的としています。

(2)実施要領

調査時期:平成11年4月12日~26日

調査対象:20歳以上の小矢部市民

配布数:2,800票

抽出方法:選挙人名簿からの無作為抽出

調査方法:留置による自記式

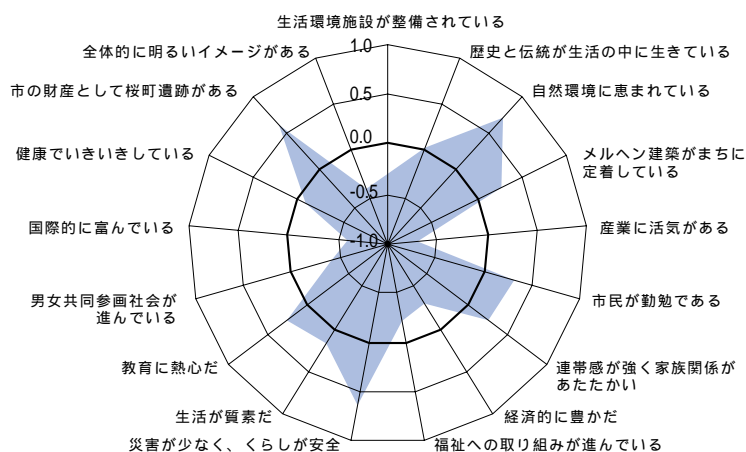
配布・回収:郵送による配布・回収

有効回収数:1,860票

有効回収率:66.6%

2.小矢部市のイメージ

小矢部市のイメージをみると、「自然環境に恵まれている」(66.6%)、「災害が少なく、くらしが安全」(64.6%)、「市の貴重な財産として桜町遺跡がある」(61.5%)で、本市の地域特性に由来する項目が上位を占めているのが特徴です。また、第4位は、「メルヘン建築がまちに定着している」(40.2%)で、近年の施策展開が市のイメージ形成に寄与していると考えられます。



(0.0)よりも大きい項目はプラス評価
(0.0)よりも小さい項目はマイナス評価

3.有効な人口対策

人口維持・増加策では、「企業誘致及び地場産業の育成」(54.7%)と「若者などが楽しくショッピングや交流ができる魅力あるまちづくり」(51.9%)が過半数を占め、「産業・雇用の場」と並んで、「賑わいづくり」が有効な政策として認識されています。次いで「公園・道路・下水道など住みやすい都市環境の整備」(38.4%)、「市営バスなど公共交通機関の利便性を高める」(29.9%)、「住宅取得に対する低利融資制

度や助成制度」(25.1%)、「住宅地の造成」(22.5%)となっており、「生活環境」や「交通」、「住宅」といった暮らしの環境に関わる政策が続いています。ただ、「子育て世帯に配慮した公営住宅の確保」(16.5%)はやや低く、住宅政策でも「公営住宅」より「持ち家」を重視する傾向がうかがえます。そのほか、「保育」に関する項目などもややめだっており、雇用の場と合わせて、「女性が働きやすい環境整備」も課題といえそうです。

4.高齢者及び住宅福祉対策

高齢者が安心して暮らし積極的に社会参加ができるための生きがい対策としては、「医療施設の充実」(39.8%)が最も多く、次いで「教養・趣味の講座など生涯学習の充実」(32.3%)、「働く機会の創出」(30.3%)、「老人ホームなど老人福祉施設の充実」(26.3%)、「老人福祉センター寿永荘など余暇休養施設の充実」(23.7%)の順となっており、「医療・福祉」と並んで、「学習・就労」への関心がめだちます。このことから、市民は「安心」という面では「医療・福祉」の施設充実を、「生きがい」は「学習・就労」機会の拡充を、それぞれ期待しているといえそうです。

また、「家族との同居の促進」(22.3%)もめだっており、安心して暮らせる高齢社会のためには、行政施策だけではなく「家族」が重視されています。本市は世帯規模が大きいことなどを考えると、「老人ホームの充実」への期待がめだつものの、潜在的な同居意向は少ないと思われる。

在宅生活を継続するためのサービスでは、「困ったときにいつでも相談できるサービス」(42.4%)が4割強と最も多く、次いで「ホームヘルパーによる身の回りの世話や家事のサービス(ホームヘルプサービス)」(32.4%)、「施設で昼間だけ預かり、レクリエーション・日常動作訓練などを行うサービス(デイサービス)」(26.6%)、「高齢者を数日預かってくれるサービス(ショートステイ)」(23.5%)、「高齢者を考慮した住宅の改造にかかる補助支援」(22.4%)の順になっています。相談サービスへの関心が、在宅3本柱(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ)より高いのが特徴的です。その他のサービスでは、「訪問看護の充実」がやや高いものの、いずれも2割以下で、回答は分かれています。

5.商店街のイメージ

商店街のイメージを聞いたところ、比較的プラス評価のめだつ項目は、「親しみがある」(21.0%)や「清潔である」(17.0%)、「ゆったりしている」(16.8%)、「対応がよい」(14.7%)となっています。第1位は「親しみがある」ですが、これは、地域への愛着感や人間関係などが、良好なイメージに影響していると思われる。

一方、マイナス評価がめだつ項目は、「発展している」(65.7%)、「華やかである」(59.3%)で、6割前後を占めており、商店街の「活気・賑わい」をイメージする項目は否定的な評価となっています。商店街の活性化は今後の課題といえます。

6. 求められるこれからの農業政策

今後の農業政策では、「後継者及び担い手の育成」(60.6%)が6割と最も多く、次いで「特産品の開発と商品化」(47.0%)、「農地の貸し借」を円滑に進める農地銀行の充実」(32.0%)、「農業経営指導の充実」(29.6%)の順になっています。市民は、農業政策について、「担い手の育成」や「農地流動化」といった営農体制づくりとあわせて、「特産品開発・商品化」といった高付加価値化にも期待を寄せていることがうかがえます。一方、「ほ場整備、農道・用排水路などの基盤整備」(15.6%)は最も少なく、「営農体制」強化に向けたしくみづくりを重視しているものの、多くの投資を要する「基盤整備」にはやや消極的です。

7. 地域づくりの役割分担

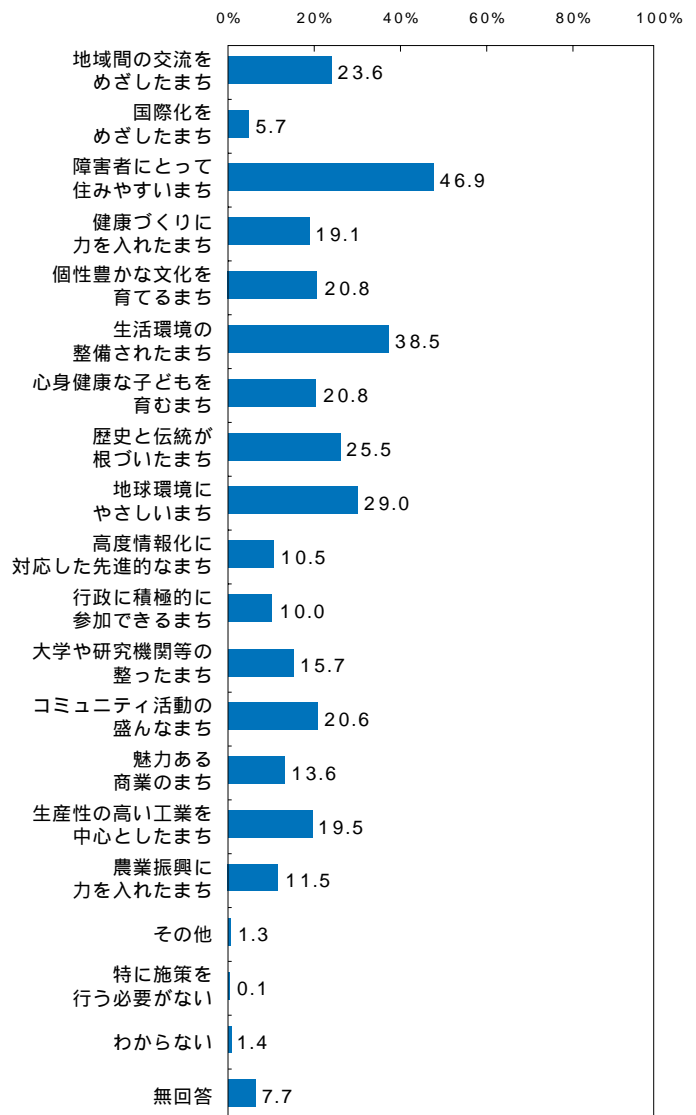
住みよい地域づくりに向けた役割分担では、全体的に「市民と市の協力で」といった「公私協働型」がめだちます。なかでも、「一人暮らし高齢者の世話や心づかい」や「地区の未成年者の非行防止」、「スポーツ活動の振興」では、「公私協働型」が6割以上を占めています。「市民相互の協力で」という「住民主導型」のめだつ項目は、「可燃物(ごみ)収集後の集積場所の清掃」や「不燃物(資源ごみ)収集のための分別作業」といった「ごみ関連」となっています。清掃活動でも「道路や側溝の清掃」や「花壇の手入れや街路樹周囲の清掃」への「住民主導」意識はやや低く、ごみ問題への関心の高さがうかがえます。「市の責任で」という「行政主導型」のめだつ項目は、「文化財等の保存、保護」や「積雪時における歩道等の除雪」となっています。「住民主導型」がめだつ活動は、市民の関心の高い分野であるとともに、市民が日常生活の中で取り組むことのできる活動といえます。一方、「行政主導型」がめだつ活動は、都市基盤や地域資源の維持管理といった多くの時間や労力を要する活動となっています。「公私協働型」がめだつ活動は、地域福祉や青少年健全育成といった「対人サービス」となっているのが特徴的です。

これらのことから、市民は、地域の構成員として、市民参加できる領域や市民の方が身近な領域について協力していくといった意向がうかがえます。

8. まちづくりの方向

新しいまちづくりの方向では、「子どもやお年寄り、障害者にとって住みやすいまち」(46.5%)が約5割と最も多く、次いで「生活環境(下水道・道路・公園など)の整備されたまち」(38.5%)、「自然保護、公害防止など地球環境にやさしいまち」(29.0%)、「桜町遺跡をはじめとする文化財の保存や伝統的な行事、産業を中心に歴史と伝統が根づいたまち」(25.5%)の順になっています。一方、「外国の人や文化との交流を図り国際化をめざしたまち」(5.7%)や「地方分権が進み住民が積極的に行政に参加できるまち」(10.0%)、「高度情報化に対応した先進的なまち」(10.5%)は低くなっています。

これらのことから、市民は、特定分野に特化した個性化・魅力化というより、「暮らしやすさ」の向上を期待しているといえます。「暮らしの質」に対する市民のニーズは、今後も高まることが予想されます。



資料2 小矢部市高校生アンケート(抜粋)

1 調査の目的、実施要領等

(1) 調査の目的

この高校生アンケート調査は、第5次小矢部市総合計画の策定にあたり、高校生が小矢部市の現状をどのように捉えているか、また“まちづくり”に対する意見・要望、期待などについて把握し、新しい“まちづくり”を進めていくための参考資料とすることを目的としています。

(2) 調査対象

小矢部市内の高校(県立石動高等学校、県立小矢部園芸高等学校、県立砺波女子高等学校)に在籍する、3年生の生徒全員を対象に実施。

(3) 調査方法と回収状況

学校長経由による配布・書面自記入式

配布数:356票

有効回収数:347票

回収率:97.4%

2 小矢部市のイメージ

小矢部市のイメージでは、「美しいまち」「郷土愛あふれるまち」で肯定的意見が多くなっているほかでは、総じて否定的意見の方が多くなっており、特に、「便利なまち」「活気のあるまち」「有名なまち」「自慢できるまち」について否定的意見がめだちます。しかし、一方で各項目とも「わからない」の回答が2割前後以上あり、評価が分かれているともいえます。

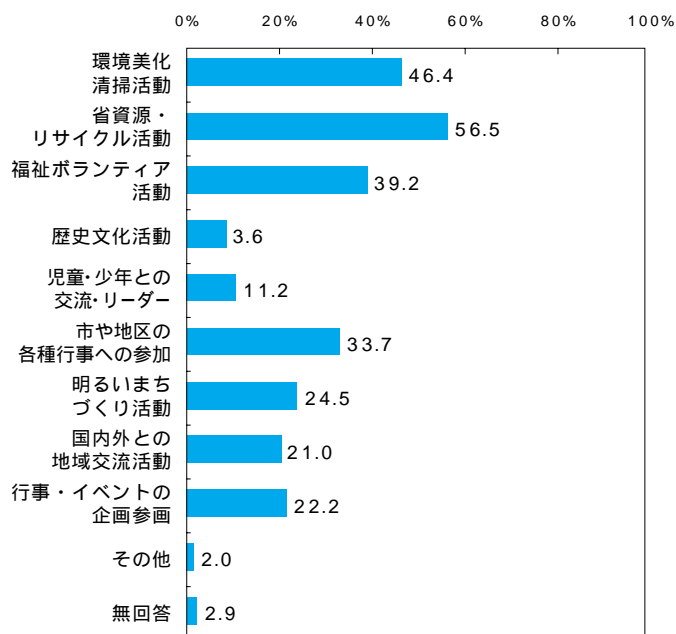
3 小矢部市への将来の定住に必要なこと

将来の定住に必要なこととしては、「交通など日常生活が便利であること」が最も多く、7割を超えて突出しています。小矢部市のイメージでは、「便利な町」のマイナス評価がめだちっており、「利便性」についての不満や期待の大きさがうかがえます。その他では、「祭り等の催しが多くあり、交流が盛ん」、「魅力的な仕事や職種が選べること」、「安定した収入が得られること」などの順で多くなっており、「交流」や「雇用・収入」についての期待がみられます。

4 参加したいまちづくりの活動

参加したいまちづくり活動では、「省資源・リサイクル活動」が過半数を超えて最も多く、ついで「環境美化清掃活動」が5割弱となっており、「環境関連」への関心の高さがめだちます。ついで「福祉ボランティア活動」4割、「市や地区の各種行事への参加」3割強、「明るいまちづくり活動」「行事・イベントへの企画参画」「国内外との地域交流活動」が2割強で続いています。「福祉」への関心の高さとともに、「まち

づくり活動」への関心も低くないことがうかがえます。



5 まちづくりの重点方向

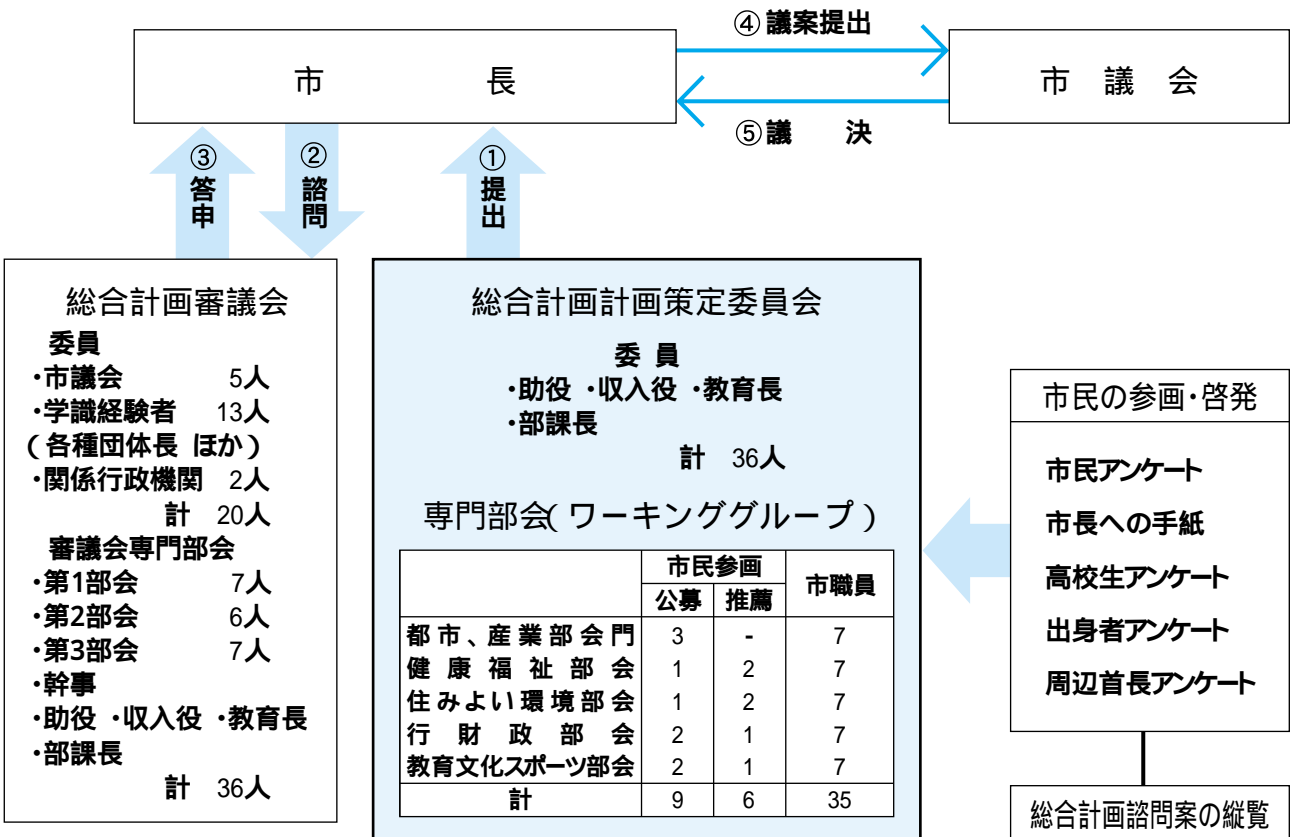
新しいまちづくりの方向については、「子どもやお年寄り、障害者にとって住みやすいまちづくり」が4割強で最も多く、「地球にやさしいまち」「魅力ある商業のまち」「生活環境の整備されたまち」が3割を超えて続いています。これは、参加したいまちづくり活動で上位にあった「環境」や「福祉ボランティア」への関心の高さと整合しています。また、商業への期待の高さがうかがえます。

市民意向調査でも、「子どもやお年寄り、障害者にとって住みやすいまちづくり」が最も多く、年齢階層を問わず、ニューマライゼーション理念の浸透したまちづくりへの期待が高いことがうかがえます。また、市民では「生活環境」「地球環境」が続くのにに対して、高校生では「地球環境」に次いで「商業」が上位にあり、「生活環境」以上に「商業」に対して期待が大きいことがめだちます。

資料3 これまでの総合計画(基本構想・基本計画)の推移

区分	策定年月	基本構想 目標年次	基本計画 目標年次	計画目標人口	都市像	基本方向	戦略プロジェクト	施策の大綱
第一次計画	S 47. 3	S 60	S 52	40,000人	健康で住みよい都市	① 快適で安定した住みよいまち 「民生の安定」 ② 魅力ある豊かな生産のまち 「産業の振興」 ③ 人間性に富み希望に満ちたまち 「生涯教育の充実」		① 都市基盤整備計画 ② 民生安定計画 ③ 教育文化向上計画 ④ 産業振興計画 ⑤ 行財政計画
第二次計画	S 53. 3	S 60	S 60	40,000人	同上	① 同 上 ② 同 上 ③ 同 上		① 都市機能の充実と生活環境計画 ② 市民福祉の向上と福祉環境計画 ③ 教育・文化の高揚と教育環境計画 ④ 産業の振興と観光開発計画 ⑤ 行財政計画とコミュニティ整備計画
第三次計画	S 58. 3	S 65 (H 2)	S 65 (H 2)	40,000人	限り無き発展と幸福を求め、 21世紀へはばたく小矢部	① 美しい自然を生かしたまちづくり ② 生きる喜びと潤いあるまちづくり ③ 知性と香り高いまちづくり ④ 活気あふれる豊かなまちづくり ⑤ 快適で心ふれあうまちづくり		① 都市基盤の充実 ② 社会福祉の向上 ③ 教育文化の高揚 ④ 産業の振興と育成 ⑤ 市民参加と行財政の推進
第四次計画	H 2.12 (実施計画含む)	H 12	H 12	40,000人	交流があり、文化にあふれ 活力あるまち・おやべ	① 心豊かな人づくりと文化の創造 ② やすらぎと思いやりの社会づくり ③ 機能的でうるおいのある都市環境づくり ④ 住みよい人間環境の形成 ⑤ 未来を拓く産業経済の発展	① ホクリク クロスランド おやべ ② 健康づくり日本一 ③ 市内全域公園化 ④ 住みやすさ日本一 ⑤ 企業誘致	

資料4 第5次小矢部市総合計画策定組織図



資料5 第5次小矢部市総合計画策定経過

H11. 4	住民意向調査実施	H12. 7.10	第2回小矢部市勢総合計画審議会(諮問)
H11. 6	高校生アンケート実施	H12. 7.10	総合計画審議会専門部会 (第1部会、第2部会、第3部会)
H11. 7	出身者アンケート実施	H12. 7.11	総合計画諮問案の縦覧(市内4箇所)
H11. 7	「まちづくり分野シート」各課照会 ...現状・課題、方向・施策について	~ 7.25	
H11. 8~9	「まちづくり分野シート」各課ヒアリング	H12. 7.21	総合計画審議会専門部会(第3部会)
H11. 8	近隣市町村長アンケート実施 ...高岡広域圏、砺波広域圏、金沢市、津幡町	H12. 7.24	総合計画審議会専門部会 (第1部会、第2部会)
H11. 9	職員オリエンテーション「魅力あるまちづくりと総合計画」(全職員対象3回実施)	H12. 8. 1	総合計画審議会専門部会 (第1部会、第2部会、第3部会)
H11. 9	総合計画策定委員会「専門部会委員」の公募 ...5部会各2名 計10名	H12. 8. 1	第3回小矢部市勢総合計画審議会
H11. 9	平成11年度小矢部市勢総合計画審議会の開催 ...策定推進体制・策定スケジュール協議	H12. 8. 8	第4回市勢総合計画審議会(答申) ...原案17箇所修正及び5つの付帯意見
H11.10	専門部会委員決定 ...5部会各10名(うち市民委員各3名)	H12. 9.11	総合計画(基本構想)を市議会9月定例会に提案
H11.11	第1回専門部会全体会開催	H12. 9.21	総合計画(基本構想)を市議会9月定例会にて議決
H11.11~	各専門部会開催 (~H12・5まで 約2回/月開催) ...分野ごとの現状・課題の把握及び施策の方向協議		
H12. 2.29	第1回小矢部市総合計画策定委員会開催 ...策定推進体制の確認、策定スケジュール説明、専門部会進捗状況報告		
H12. 4. 6	第2回小矢部市総合計画策定委員会開催 ...基本構想等協議		
H12. 4.20	市議会全員協議会開催 ...アンケート結果・第5次策定状況・第4次実績を報告		
H12. 4.24	第1回小矢部市勢総合計画審議会の開催 ...第5次策定状況、第4次実施状況を協議		
H12. 5.26	第3回小矢部市総合計画策定委員会の開催 ...将来像、分野別基本目標を協議		
H12. 6.28	第4回小矢部市総合計画策定委員会の開催 ...基本構想、人口、重点プロジェクト、基本計画を協議 総合計画原案を策定委員長から市長へ提出		
H12. 7. 6	市議会全員協議会開催 ...基本構想、基本計画(主要施策)を協議		

資料6 第5次小矢部市総合計画(案)について(諮問)

小 秘 第 60 号
平成12年7月10日

小矢部市勢総合計画審議会
会長 前田 勝 治 殿

小矢部市長 大 家 啓 一

第5次小矢部市総合計画(案)について(諮問)

第5次小矢部市総合計画(案)を、別添のとおり、とりまとめましたので、小矢部市勢総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(別添省略)



資料7 第5次小矢部市総合計画について(答申)

平成12年8月8日

小矢部市長 大 家 啓 一 殿

小矢部市勢総合計画審議会
会長 前 田 勝 治

第5次小矢部市総合計画について(答申)

平成12年7月10日付け小秘第60号にて諮問のありました第5次小矢部市総合計画(案)について慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して別紙のとおり答申します。

記

- 1 公民館は、地域コミュニティの拠点施設であるとともに、生涯学習の拠点施設として、また、高齢者の生きがい拠点としての役割が求められている。
更に、子どもから高齢者までが世代を越えて交流する中から、地域文化の伝承や様々な人々とのふれあいを生み出し、地域の協調性や人間関係を形づくる場としても重要である。
また、学校週5日制の受け皿としても期待されている。
「地域の力」が見直されつつある今日、その中核である公民館は、分野を越えてその機能を発揮するものであり、第5次小矢部市総合計画の推進にあたっては、総合的な視点から公民館の活用とその充実を図られたい。
- 2 第5次小矢部市総合計画の全般にわたり、公共施設の運営にあたっては、利用者の立場を考え、時間帯、曜日など利用しやすい環境づくりに努められたい。
- 3 第5次小矢部市総合計画におけるそれぞれの施策の実施にあたっては、事務事業評価と対応する達成目標を定め、進められたい。
- 4 第5次小矢部市総合計画の実施にあたっては、市のイメージづくりや特産品、市の花・花木の普及などをはじめとする諸施策が、全市的取り組みのもと、意識的かつ継続的に推進されるよう努められたい。
- 5 高岡地区広域圏で進めているゴミ処理施設については、構成3市1町の連携強化を図り、早急に建設を進められたい。

はじめに

2 計画の構成

- ①基本構想(まちづくりの将来像・基本目標)の説明文に次のとおり重点プロジェクトの位置付けについての内容を追加(P1)
「施策の大綱(分野別基本目標)は、計画全体の施策を分野別に整理し、その分野ごとの基本目標を示すものであり、重点プロジェクトは、それらの施策の中から、特に重要性が高く、分野を越えて横断的に取り組むべき重要課題を選定するものです。」

第1章 歴史ロマンと文化の都市づくり

1 生涯学習の促進

- (2)生涯学習活動の充実の説明文を次のとおり修正
「地域文化の継承やまちづくり活動につながる生涯学習の推進をめざします。」
「地域文化の継承やまちづくり活動につながる生涯学習の推進をめざすとともに、ふるさとの自然を再認識し、地域の愛着を育てる学習を推進します。」
- (2)生涯学習活動の充実に必要な主要施策を追加(P10)
「・地域への愛着を育てる学習の推進」

2 生涯スポーツ促進

- (2)生涯スポーツ施設の整備の説明文を次のとおり修正(P12)
「ニーズの高い温水プールの整備を進めるとともに」
「ニーズの高い温水プールの整備を早期に進めるとともに」

7 芸術・文化の振興

- (2)芸術文化活動の促進に必要な主要施策を追加(P21)
「・優れた芸術家の育成」

8 歴史遺産・文化財の保存・活用

- (2)歴史遺産・文化財の保全と活用の説明文を次のとおり修正(P23)
「曳山・夜高・獅子舞などの郷土の伝統文化の継承と活性化に努めます」
「曳山・夜高・獅子舞などの郷土の伝統文化の継承と積極的な活性化に努めます。」

第2章 キラリと光る健康福祉都市づくり

1 健康づくりの推進

- (2)保健事業の充実に必要な主要施策を追加(P25)
「・不妊対策の実施」
- (4)健康づくり活動の促進に必要な主要施策を追加(P26)
「・自然とのふれあいを通じた健康づくりの推進」

第3章 賑わいと活力あふれる都市づくり

- 1 ふるさと農業の振興の〈現況と課題〉の冒頭に次の内容を追加(P41)
「今日、安全な食糧の安定供給とともに国土の保全、

地域社会の維持等、農業・農村には、多面的な機能が求められています。しかしながら、

- (2)農業経営の安定化の説明文を次のとおり修正(P42)
「生産性の向上と経営の安定化をめざします。」
「生産性の向上と経営の安定化による食糧の安定供給をめざします。」

第4章 機能的で住みよい都市づくり

2 魅力ある市街地の形成

- (1)市街地の整備の主要施策を次のとおり修正(P58)
「・石動駅周辺整備の促進」
「・駅南駐車場を含めた石動駅周辺整備の促進」

第5章 自然にやさしく安全な都市づくり

- 1 自然環境との共生の〈現況と課題〉に必要な内容を追加(P69)
「……適正な環境保全を図っていくことが必要となっています。」以下に
「一方、特徴的な田園形態である「散居村」は、歴史的、文化的な価値も高く、また、優れた景観でもあり、その保全対策の検討が求められつつあります。」

3 生活環境の保全

- (2)ごみ減量化・リサイクルの推進の主要施策を次のとおり修正(P74)
「・自家リサイクルの推進等による市民のごみ減量化への取り組み促進」
「・自家リサイクル及びマイバック運動の推進等による市民のごみ減量化への取り組み促進」

第6章 市民がふれあい共につくる都市づくり

- 1 市民と共に進めるまちづくりの〈現況と課題〉を次のとおり修正(P85)
「……透明性の高い市政の実現に努めています。」
「……より透明性の高い市政及び議会運営の実現に努めています。」
- (1)広報・広聴の充実の主要施策を次のとおり削除(P86)
「・傍聴しやすい議会開催の実現」
「削除」
- 3 男女共同参画社会の推進
(2)推進体制づくりに必要な主要施策を追加(P88)
「・女性団体連絡協議会等の充実支援」
- 4 人がふれあうまちづくり
(4)国際化・国際交流の推進の主要施策を次のとおり修正(P91)
「・友好交流の推進」
「・姉妹都市提携を視野に入れた友好交流の推進」

資料8 小矢部市勢総合計画審議会委員名簿

前田 勝治	市議会議長	福原 久男	小矢部商工会代表
中山 昷	市議会副議長	飯原 栄	津沢商工会代表
筱岡 貞郎	市議会総務常任委員長	澤田 恒夫	芸術文化連盟代表
金田 豊	市議会民生文教常任委員長	岩峯 敬正	社会福祉協議会代表
高橋 佐多史	市議会産業建設常任委員長	河原 豊志	消防団代表
守護 実	富山県総務部参事地方課長	養口 勝美	石動高等学校長
植出 耕一	富山県総務部地方課長(平成12年7月1日より)	出合 外明	体育協会代表
数田 定夫	富山県企画部計画課長	小室 登美子	連合婦人会代表
石島 準一	教育委員会代表	山本 裕二	青年会議所代表
吉田 武雄	自治会連合会代表	最上 英喜	連合青年団代表
佐野 俊之	農業協同組合代表		

(順不同)

(審議会専門部会構成)

部会	第1部会	第2部会	第3部会
分野	・歴史ロマンと文化の都市づくり ・キラリと光る健康福祉都市づくり	・にぎわいと活力あふれる都市づくり ・機能的で住みよい都市づくり	・自然にやさしく安全な都市づくり ・市民がふれあい共につくる都市づくり
委員	部会長 岩峯 敬正 委員 石島 準一 委員 高橋佐多史 委員 数田 定夫 委員 澤田 恒夫 委員 養口 勝美 委員 出合 外明 委員	部会長 佐野 俊之 委員 中山 昷 委員 金田 豊 委員 福原 久男 委員 飯原 栄 委員 山本 裕二 委員	部会長 吉田 武雄 委員 前田 勝治 委員 筱岡 貞郎 委員 植出 耕一 委員 河原 豊志 委員 小室 登美子 委員 最上 英喜 委員

資料9 第5次小矢部市勢総合計画審議会幹事専門部会名簿

(第1部会)

担当分野 ・歴史ロマンと文化の都市づくり ・キラリと光る健康福祉都市づくり

教育長	荒川 昌夫	健康福祉課長	吉居 富美子	文化課長	大浦 久雄
民生部長	高野 嘉章	社会福祉課長	福嶋 悦郎	体育課長	下川 章
社会福祉事務所長	高嶋 義則	国体課長	上田 賢守	消防本部消防課長	上田 俊久
国体室長	西川 康夫	教育総務課長	荒木 貞道		
クロスランドおやべ事務局長	日光 久悦	生涯学習センター所長	山口 和夫		

(第2部会)

担当分野 ・にぎわいと活力あふれる都市づくり ・機能的で住みよい都市づくり

助役	向井 俊久	農林課長	太田 善三	上下水道課長	村田 義明
産業建設部長	田中 和博	都市建設課長	福島 登	農業委員会事務局長	鷲田 吉政
秘書企画課長	福江 一夫	商工振興課長	森下 博幸		

(第3部会)

担当分野 ・自然にやさしく安全な都市づくり ・市民がふれあい共につくる都市づくり

収入役	山田 弘義	財政課長	宮田 一雄	砺中支所長	山田 豊一
総務部長	楠 公尚	税務課長	義浦 喜久夫	会計課長	可部谷 俊則
消防長	中田 榮	都市建設課長	福島 登	監査委員事務局長	高田 敬惣
検査室長	池田 栄昭	上下水道課長	村田 義明	消防本部庶務課長	松原 忠正
議会事務局長	高藤 幸雄	市民課長	大井 勇	消防署長	伊藤 正之
総務課長	堤 知吉	保険環境課長	上田 信夫		

資料10 第5次小矢部市総合計画策定委員会名簿

委員長 向井俊久 助役
副委員長 山田弘義 収入役

委員 教育長、各部局課長
事務局 秘書企画課

資料11 第5次市勢総合計画策定委員会専門部会・ワーキンググループ

	市民参画		市職員		事務局	
都市、産業部会	辻 章 中山 正治 忠 永 明	公 募 公 募 公 募	宇川 弘和 稲原 勉 古村 雅幸 栢 元 剛 柴田 純一 瀬戸 吉夫 橋本 里美	農林課 建設課 上下水道課 商工振興課 農林課 都市開発課 商工振興課	唐 嶋 宏	秘書企画課
健康福祉部会	山本 喜彦 辻 外 幸 村上一 宏	民生・児童委員 協議会 健康づくり推進 協議会 公 募	高 嶋 稔 吉川 貴美子 小谷 悦子 谷 敷 秀次 吉田 孝 則 千葉 東保子 大沼 昌代	社会福祉課 津沢保育所 健康福祉課 社会福祉課 健康福祉課 保険環境課 社会福祉課	古 川 正 樹	秘書企画課
住みよい環境部会	神島 章二 白井 義昭 上田 由美子	保険衛生協議会 公 募 男女共同参画推進員	林 和 宏 嶋 信 介 石丸 和義 岡山 英士 高木 利一 澤田 菊信 塚田 恵美子	総務課 保険環境課 上下水道課 総務課 建設課 消防本部庶務課 砺中支所	砂 川 靖 春	秘書企画課
行財政部会	沼田 和子 山本 隆夫 渋谷 武	男女共同参画推進員 公 募 公 募	中嶋 幹博 佐野 隆 川原 幸雄 高田 富美子 横川 和弘 赤倉 一美子 高山 典子	議会事務局 総務課 財政課 市民課 財政課 税務課 会計課	沼 田 市 郎	秘書企画課
教育文化スポーツ部会	山本 護 高山 均 吉田 康弘	公 募 公 募 公 募	野沢 敏夫 菱田 昇成 深田 数成 居島 啓二 中橋 文夫 中宮 田安子 船見 幸 広	文化課 教育総務課 国体室 クロスランド 体育課 教育総務課 文化課	森 下 博 幸	秘書企画課

資料12 第5次小矢部市総合計画諮問案縦覧意見

1 実施期間

平成12年7月11日～7月25日

2 実施場所

市役所、総合保健福祉センター
砺中支所、クロスランドおやべ

3 縦覧意見

- (1)若者の非行が問題になっている今日、親が子どもに対する接し方を勉強することが必要。親子がともに学ぶ機会づくり等の対策が求められる。
- (2)学校内容の充実に、「基礎、基本の確実な定着」の項目を入れるべき。
- (3)学校教育の内容の充実において、もし、順番に意味があるとすれば「部活動の推進」が2番目にくるのはおかしい。
- (4)少子化対策のために、次の施策を行ったらよいと思う。
 - ・子どもをたくさん産んだ家庭に商品を与える。
 - ・2人以上の子どもを産むことを義務づける。
 - ・2人目以降の子どもの教育費を国や市が出す。
- (5)市の融資制度に「長期資金」を創設されたい。
- (6)従業員20人以上の企業にも融資制度の適用を望む。
現在の富山県の斡旋小口事業資金は、20名未満の企業のみが対象。
- (7)IT関連産業等の企業誘致が必要。
- (8)中心商店街及び駅前商店街についての具体的施策の明記がない。
例えば、高齢者対策としての商店街での「いいいの広場」(駐車場、ミニ公園、活性化に対するイベントの助成)
- (9)飲食業を中心とした商業集積とエンターテインメント施設を整備し、若者が集まる遊びの空間をつくり、商業の活性化を図るべき。
- (10)人口増加のためには、道路網の整備、上下水道の整備、安価な価格での住宅の供給に力を入れるべき。
- (11)鉄道の利便性向上のために、次の施策が必要。
 - ・石動駅の発着に合わせたバスの運行(通勤通学へ



の対応)

- ・駅前、駅南に公共駐車場を整備(早朝、深夜の列車利用者に対応)
 - ・駅へのバス路線維持が困難な路線に対して乗合タクシーを導入。
- (12)市民一人ひとりに呼びかける行政が必要。例として、市役所の封筒に「きれいなまちづくりは、一人ひとりの心がけから」の標語を入れる等の施策を展開する。
 - (13)早急なCATVの敷設を望む。多チャンネル化による情報発信が可能となるインターネット接続サービス(高速・月額)が可能となり、中小企業への普及が広がる。
 - (14)地域情報化を推進すべき。
 - (15)地方分権がすすむ中で、3万人のまちでは何もできない。広域行政の推進が必要。
例として、ごみ問題、環境問題、CATV等
 - (16)市民から見ても魅力的な街は、次の3点に集約される。
 - ・住みやすいかどうか
 - ・働く場があるかどうか
 - ・楽しさが感じられるかどうかこれらを政策に反映するためには、さらに次の点が必要
 - ・上記の3点に対する具体的評価項目と定量的基準をもつこと
 - ・第4次総合計画の目標と実績を検証し、市民の利益にどう反映されたか、行政と市民がともに評価すること
 - ・他市との比較、国際的な比較を行うこと
 - (17)総花的に感じる。
 - (18)計画全体の流れに魅力を感じない。
 - (19)10年後にどんな街に変わっているのかが解らない。
 - (20)この10年に何に全力投球し、街の姿をどう変えるのか、示すべき。
 - (21)これからの10年は予算が少ない。今までの基盤と今後の予算と人材をどう有効に活用できるか、が課題。行政能力と市民の感性が問われる時代となる。
 - (22)計画には、立派なことが書かれているが、どう実行し、実態を整えていくかが課題。
 - (23)上手に文章は作ってある。本音で着実に実行すれば、素晴らしい小矢部市になる。
案:実行=10:2にならないように。

4 縦覧意見への回答

- 略 -

平成12年9月11日～9月25日まで縦覧場所にて掲示

資料13 小矢部市勢総合計画審議会条例(昭和42年7月5日条例第13号)

改正 昭和43年7月条例第22号

(目的及び設置)

第1条 小矢部市勢の総合的伸長をはかり、市民生活の向上に資するため、小矢部市勢総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて小矢部市勢総合計画(以下「総合計画」という。)を調査審議し、その結果を市町に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、総合計画に関し、学識経験を有する者、市議会議員、及び関係行政機関のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(顧問及び参与)

第7条 所掌事務の調査審議にあたって必要な意見を聞くために、審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

(専門委員)

第7条の2 専門の事項を調査審議するため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、市議会議員及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(幹事)

第8条 審議会の運営に関する事務を分掌し、及び関係部課との連絡に当たらせるために、審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が命ずる。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し、必要な事項は、別に審議会が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 新小矢部市建設審議会条例(昭和38年小矢部市条例第4号)は、廃止する。
- 3 小矢部市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例(昭和37年小矢部市条例第20号)の一部を次のように改正する。[略]

附則(昭和43.7.1条例22号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正 昭和55年3月31日訓令第1号、57年9月1日第6号、平成元年3月31日第1号、10年3月31日第2号、11年8月13日第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、小矢部市の市総合計画案の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市総合計画策定委員会の設置及び所掌事務)

第2条 市に総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、総合計画案を策定し、市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。ただし、委員会に顧問を置くことができる。

2 委員長は、助役の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、収入役の職にある者をもって充て、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、小矢部市行政組織規則(昭和55年小矢部市規則第6号)に規定する課長以上に相当する職(課長補佐を除く。以下同じ。)の者並びに法令等により設置された議会事務局、教育委員会事務局(教育長を含む。)、消防本部及び消防署における課長以上に相当する職の者をもって充てる。

5 委員長は、必要に応じて顧問を委嘱するものとし、顧問は委員会に対して助言することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門部会)

第5条 委員会に総合計画の必要な事項を部門別に調査審議するため、次の各号に掲げる部会を置く。

(1)都市・産業部会

(2)教育文化スポーツ部会

(3)健康福祉部会

(4)住みよい環境部会

(5)行財政部会

2 部会は、市の職員、公募による者及び各種団体より推薦された者のうちから委員長が指名する者で構成される。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する職員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を統括する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する職員がその職務を代理する。

(部会報告)

第6条 部会がその担当部門の属する事項の調査又は立案が終了したときは、報告書を作成し、部会長から委員長に提出しなければならない。

(細則)

第7条 この規程の施行について必要なことは、別に市長が定める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

附則(昭和55年3月31日訓令第1号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附則(昭和57年9月1日訓令第6号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附則(平成元年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成10年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成11年8月13日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

資料15 10年のあゆみ

- 2年 4月 城山公園完成式
- 6月 能越自動車道「富山県内事業区間」起工式
- 9月 第4次小矢部市勢総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)策定「交流があり、文化にあふれ、活力あるまち・おやべ」
- 12月 一般国道8号バイパス小矢部第2トンネル貫通式
- 3年 3月 津沢大橋開通式
正得保育所落成式
- 5月 「市民のスポーツの日」スタート
- 9月 富山県総合防災訓練(河川公園)
小矢部大火発生(台風19号)
- 10月 北陸新幹線ルート調整変更(高岡～金沢間)を了承
- 12月 石動図書館ネットワークシステム開通式
- 4年 1月 谷内21古墳一般公開(11～12)、古墳時代中期前葉の「鉄製短甲」出土
- 2月 小矢部南部丘陵企業団地等開発構想策定委員会発足
小矢部福岡共済組合事務所落成式
- 3月 (財)クロスランドおやべ設立記念式
東海北陸自動車道開通式(小矢部砺波JCT-福光IC)
クロスランドおやべ(交流センター・交流博覧館)建設工事起工式
- 4月 北陸新幹線 石動-金沢間ルート公表
(社)シルバー人材センター発足
東蟹谷公民館完成
建設省富山工事事務所小矢部国道出張所開所記念式
小矢部市吹奏楽団設立総会
小矢部公共下水道西中野中継ポンプ場完成
- 5月 都市計画街路事業畠中松沢線立体交差竣工
- 7月 国道8号バイパス小矢部第1トンネル貫通
- 8月 北陸新幹線(石動-金沢間)建設工事起工式
- 9月 市役所土曜閉庁実施
小矢部運動公園陸上競技場竣工式
- 10月 市制施行30周年記念式典(市民ふれあいザ・チャレンジフェスティバル)
駅南第一土地区画整理事業完工式

- 5年 3月 津沢第一土地区画整理事業完工式
- 4月 南谷公民館落成式
- 9月 国道8号小矢部バイパス開通
- 11月 市道高割興法寺線合口橋開通式
桜町遺跡・古代北陸道の遺構初確認、説明会
- 6年 3月 津沢第三住宅2号棟竣工式
- 4月 南部公民館落成式
クロスランドおやべ完成式



- 5月 「おやべ風船音頭」発表
日本宇宙少年団小矢部分団結成
- 6月 小矢部ホッケー場竣工式



- 7月 全国高等学校総合体育大会開催、小矢部市・福岡町がホッケー競技会場(8/1～5)
- 8月 皇太子ご夫妻来市(ホッケー競技行啓視察)
- 9月 いなば農協発足
小矢部市斎場竣工式(10.1より開始)
- 7年 2月 小矢部市・イタリア文化交流使節団イタリア派遣(14～22)〔フィンツェ市・ピンチ市〕
- 3月 津沢第三住宅竣工式
- 4月 東部公民館竣工式
市立蕨波スポーツセンター竣工式
- 6月 建設省の歴史国道整備に「倶利伽羅峠」選定
- 8月 イタリア少年サッカーチーム招請。サッカーフェスティバル開催(1～6)
- 10月 小矢部運動公園テニスコート完成

- 11月 稲葉山展望台除幕式
- 8年 1月 中央町火災発生、10棟全半焼
- 2月 第一回「市民の翼」(イタリア・スペイン)Y14~24
- 3月 能越自動車道(小矢部砺波JCT-福岡IC)開通
(一般国道470号)
小矢部市屋内スポーツセンター竣工式
- 4月 新倶利伽羅トンネル貫通式(新幹線)
- 5月 第1回小矢部市獅子舞大競演会
農村環境改善センター竣工式



- 8月 インターネット開通式
- 10月 市営路線バス運行
第11回国民文化祭とやま'96創作ファッションショー
- 11月 小矢部ふるさと歴史館竣工式



- 9年 2月 コミュニティ防災資機材交付式
- 3月 市立図書館「おとぎの館」竣工式
若林公民館竣工式
- 5月 クロスランドおやべで日本初のヘリコプターフェ
スティバル開催
- 7月 第1回小矢部市女性議会組織議会
- 8月 2000年国体実行委員会設立総会
- 9月 市野外運動広場開所式(10/1)オープン
- 10月 市総合保健福祉センター起工式
- 10年 1月 市立図書館ネットワークシステム開始式
- 2月 上野本東土地区画整理事業完工式
石動駅前駐輪場竣工式
- 3月 矢水町第1住宅竣工式
- 4月 特別養護老人ホーム「ほっとはうす千羽」竣工式

- 菟波北部農業集落排水事業竣工式
- 「稲葉山ふれあい動物広場」開園式
- 5月 広域営農団地農道整備事業完工式
- 6月 女子ホッケー日本リーグでゴールドウイン初優勝
- 8月 集中豪雨で市内に被害発生
イタリア・ピンチ市長来市
- 9月 教育LAN開通式
埴生護国八幡宮33年式年御開帳
- 10月 資源ごみ分別収集開始
都市計画道路社内上野本線竣工式
- 11月 石動駅開業100周年記念式典
- 11年 2月 市自主防災会議発足
- 3月 第1回少年サッカーチーム海外派遣
矢水町特定公共賃貸住宅竣工
- 4月 市総合保健福祉センター竣工式
- 5月 おやべ温泉タワーの湯オープン
- 7月 桜町遺跡から国内最古の高床建物の草葺き
屋根が出土
市消防庁舎起工式
とやま縄文フェスティバル
- 8月 縄文高床建物復元工事竣工
- 9月 全日本社会人ホッケー選手権大会開催(国体
リハーサル大会)(23~27)
- 12年 2月 小矢部フロンティアパーク事業採択式(東京)
- 3月 ヘルシーバルおやべ竣工式
小矢部フロンティアパーク調印式(北蟹谷)
- 4月 上御亭橋完成(末友)
「小矢部フロンティアパーク造成事業所管」設置式
市総合消防庁舎竣工式
- 5月 北陸中央病院起工式
- 10月 第55回 国民体育大会秋季大会ホッケー競技・
軟式野球競技開催(15~19)
ホッケー競技総合優勝(富山県)



**第1章 歴史ロマンと文化の
都市づくり**

- ・生涯学習基本計画（仮）
- ・生涯スポーツ振興計画

**第2章 キラリと光る健康福祉
都市づくり**

- ・地域福祉計画
- ・エンゼルプラン
- ・砺波地方介護保険事業計画
- ・高齢者保健福祉計画
- ・障害者プラン
- ・児童育成計画

**第3章 にぎわいと活力あふれる
都市づくり**

- ・中心市街地活性化基本計画
- ・商工業振興総合プラン

**第4章 機能的で住みよい
都市づくり**

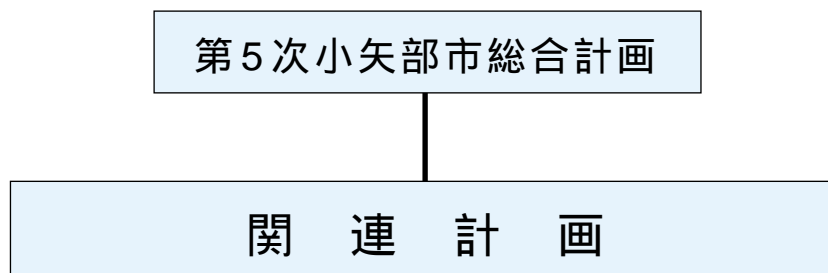
- ・土地利用計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・まちづくり交通計画
- ・緑の基本計画
- ・住宅マスタープラン
- ・公共賃貸住宅再生マスタープラン
- ・農業振興地域整備計画
- ・森林整備計画

**第5章 自然にやさしく安全な
都市づくり**

- ・市除雪計画
- ・廃棄物処理計画
- ・下水道処理計画
- ・地域防災計画

**第6章 市民がふれあい共につくる
都市づくり**

- ・男女共同参画プラン
- ・地域情報化基本計画
- ・行政改革大綱
- ・定員適正化計画



《アルファベット》

- (1) CATV
「CATV」とは「有線テレビ放送(Cable Television)」のこと。家庭とCATV会社を同軸ケーブルあるいは光ファイバーで結んだ多チャンネル・双方向機能を有し、自主放送やインターネット接続などのサービス提供が可能である。
- (2) ICカード
クレジットカード大のプラスチック板にICチップを埋め込みんだカードのこと。磁気カードに比べ、個人情報を安全かつ大容量の情報を蓄積することができるので、個人の健康診査データなどを記録し、健康管理に活用できる。
- (3) IT革命
ITとは「information technology」(インフォメーション・テクノロジー)の略で、情報通信技術のことである。IT革命とは、情報通信技術による世界規模の産業・社会構造の変革のこと。
- (4) LAN
「LAN」とは「Local Area Network」の略。ここでは、小中学校に分配配置されているパソコン等の情報機器を接続し、接続された学校間での情報通信の高速化や情報の共有化を図るしくみのこと。
- (5) NPO(特定非営利活動法人)
「NPO」とは「Non Profit Organization」の略で、利潤を上げることを目的としない公共的な活動を行う団体で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体のこと。
- (6) NPO活動
特定非営利活動法人(前述)による教育、社会福祉、環境保全、国際交流などでの活動の総称。特定非営利法人は収益事業も行い、活動で得た利益を次の活動資金などに活用する。
- (7) PFI
「PFI」とは「Private Finance Initiative」の略。交通や都市開発等の公共インフラを、民間の資金やノウハウを活用して整備する手法のこと。

《あ行》

- (8) アウトソーシング
外部委託のこと。ここでは、行政事務の一部を民間等に委託し、事務の効率化と人件費等の節減などを図ることを意味する。
- (9) アナログ方式
アナログとは、「連続的」という意味。ここでは、音声の波形をほぼそのまま電気信号に置き換えた、アナログ信号による無線の方式のこと。
- (10) 育児休暇
1歳未満児をもつ男女の労働者が、事業主に申し出ることにより、子供が満1歳に達するまでの間、育児のために認められる休暇・休業をすることができる制度のこと。
- (11) 一時保育
週3日程度の就労の時や、保護者の傷病時に対応するために、非定期的あるいは緊急的に保育を行うサービスのこと。
- (12) 1.5次産業
地域の農林水産物などを素材として加工などを行う産業のこと。第1次産業(農業)と第2次産業(製造業)の中間という意味で1.5次産業と呼ばれる。
- (13) インtranet
インターネットの技術を利用した組織内、組織間の情報通信網のことで、ここでは、学校内あるいは学校間、公共機関間をインターネ

ットを活用して情報を共有化するしくみのこと。

- (14) エコシティ
廃棄物の排出抑制やごみの再利用、再使用などをはじめとした省資源・省エネルギー化を進め、地球環境にやさしいまちづくりを実現している都市のこと。
- (15) 延長保育
通常の保育時間(午前9時から午後5時までの8時間)の終了時間を延長して、午後7時頃まで保育を行うこと。午後10時頃まで預かる保育サービスは長時間保育サービスと呼ばれる。
- (16) 小矢部フロンティアパーク
「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」(地域産業集積活性化法)に基づき、地域の産業集積における技術の高度化や新分野への進出等を支援するために造成される産業集積活性化事業用地のこと。
- (17) 温暖効果ガス
地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン類などのガスの総称。温暖効果ガスのおよそ8割は石油、石炭等の化石燃料の燃焼によって生じるといわれている。

《か行》

- (18) 介護タクシー
身体介護を中心に、ヘルパー2級の資格を持つ運転手が、輸送以外に入浴の介助やおむつ替えなどの付加価値を付けて行う。
- (19) 介護保険給付対象外サービス
介護保険の給付対象とならない高齢者に対するサービスや、介護保険が適用されないサービスの総称。
- (20) 介護保険施設
介護保険の適用となる介護のための施設のこと。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型病床群等)の3種類の施設の総称。
- (21) 外部監査
自治体の外部から監査を行う制度のこと。外部監査法人が、従来からの監査委員監査を補完したり代替したりすることにより、地方公共団体の監査機能をさらに充実強化することを目的とする。
- (22) 火牛の計
寿永2年(1183)源氏の木曾義仲が倶利伽羅で、平家の総大将平維盛と対戦した際に用いた戦法で、500頭余りの牛の角に松明をつけて平家軍に放って敵方を混乱に陥れ、勝利を収めた。
- (23) 合併処理浄化槽
生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。なお、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。
- (24) 環境ISO
ISOは国際標準化機構のことで、環境ISOとはISO14000シリーズと呼ばれる規格のこと。組織が環境方針を実施、維持するための組織体制などの管理システムの規格を定めている。
- (25) 観光ホスピタリティ
ホスピタリティとは親切なもてなしのこと。観光ホスピタリティとは、観光客が再び本市を訪れたいくなるような心こもったもてなしのこと。
- (26) 基幹型在宅介護支援センター
市町村全域にわたる介護や在宅サービスに関する統括支援や連絡・調整機能を担う在宅介護支援センターのこと。市町村内の特定地区を担当する在宅介護支援センターを地域型在宅介護支援セ

ンターと呼ぶ。

- (27)救急救命士
救急車などに同乗し、傷病者の搬送途中において、医師の指示のもとに、心拍の回復や輸血などの高度な救急救命処置を行うことができる資格を有する人のこと。
- (28)教育ノウハウ
指導方法など、教育の方法論のこと。ここでは、幼児に対する接し方や教え方などを意味する。
- (29)緊急通報システム
ひとり暮らしの高齢者や障害者が急病や事故などの緊急時に、ペンダント型無線発信器で消防署のセンターへ連絡でき、近隣の協力員などによる安否確認ができるシステムのこと。
- (30)クリーンエネルギー
炭素を含まず、地球環境への影響が少ないエネルギーのこと。太陽エネルギー、地熱、風力、潮力などの自然エネルギー、及び水素エネルギーなどがある。
- (31)グループホーム
痴呆性高齢者や知的障害者が、家庭的な環境の中で共同生活を行い、入浴や食事などの介護、機能訓練などを受けることのできる居住の場のこと。介護保険制度では痴呆対応型共同生活介護を受ける場となる。
- (32)グローバル化
活動や流れが世界的・地球的規模に拡大していくこと。
- (33)ケア体制
寝たきり高齢者や退院患者などで、在宅生活に何らかの支援を要する人に対して、保健・医療・福祉の関係者が、互いに連携を図りながら、必要なサービスを総合的に提供するシステムのこと。
- (34)ケアハウス
ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者など、独立して生活するのに不安がある高齢者が、自立した生活を維持できるように配慮された軽費老人ホームのこと。
- (35)ケースワーカー
生活保護などに関する問題について、個別の相談に応じる社会福祉の専門的職員のこと。
- (36)公共空地
都市環境の向上や防災機能の強化を目的とし、歩行者が日常自由に歩行、通行できることを原則とした建築物の敷地内の空地または開放空間のこと。
- (37)高齢者生活福祉センター
デイサービスセンターや、ひとり暮らし等を対象とした一時的な居住部門などを有する在宅支援施設のこと。
- (38)コーホート法
将来人口の推計方法のひとつで、ある基準年次の男女別年齢別集団(コーホート)を出発点として、過去の推移から仮定された人口動態(出生・死亡、転入・転出)を適用して、将来人口を推計する方法のこと。
- (39)コミュニティアート
絵や音楽、演劇などを通して、地域社会の中で地域の人々が共同で行う新しい創造活動の総称。
- (40)コミュニティ消防センター
非常備の消防団器具置場のこと。
- (41)コミュニティバス
従前の路線バスでは十分に対応しきれない部分において、高齢者・障害者への対応をも含めた、地域住民の移動のしやすさを確保するために、公的な補助に支えられる場合が多い運行形態のバス。

《さ行》

- (42)在宅介護支援センター
高齢者の介護に関する総合的な相談に、24時間体制で対応すると同時に、利用者のニーズに適した保健・福祉サービスを総合的に利用できるように連絡・調整を行う施設のこと。
- (43)在宅サービス
自宅で生活を送る上で何らかの支援を要する寝たきり高齢者や虚弱な高齢者などに対して提供される保健・福祉サービス等の総称。
- (44)里山
集落の身近にあり、かつては燃料となる薪の調達など、人の暮らしと深いかかわりをもっていたクヌギやコナラなどの雑木林の総称。
- (45)サービス事業者
介護保険制度において、介護サービスを提供する事業者のこと。居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の3種類の事業者の総称。
- (46)酸性雨
自動車や工場から大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が雨や霧に取り込まれ酸性化したもので、通常pH5.6以下の雨のこと。
- (47)ジェンダーフリー
「ジェンダー」とは、「女らしさ」「男らしさ」や「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的につくられた性差のことをいう。「ジェンダーフリー」とは、「ジェンダー」にとらわれない自由な意思や考え方のこと。
- (48)自家リサイクル
生ごみの堆肥化など、家庭で出るごみを再資源化することや、ごみとして廃棄せずに再利用に努めるなど、家庭で発生するごみのできる限り少なくする取り組みの総称。
- (49)施設サービス
在宅生活に不安のある高齢者や、在宅生活が難しい高齢者などに対して、高齢者福祉施設において、生活の場や介護サービスを提供するサービスのこと。
- (50)自然歩道
森林の中で、気軽に自然と親しむことができるように整備された遊歩道のこと。
- (51)事務事業評価システム
行政が行う事務事業について、成果指標等を用いて有効性・効率性を評価するしくみのこと。
- (52)住民基本台帳全国ネットワークシステム
住民基本台帳をネットワーク化し、住民基本台帳事務の簡素効率化を図るとともに、全国で本人確認ができるようにするしくみ。
- (53)授産施設
企業等での就労が難しい障害を有する者に対して、就業に必要な作業や訓練をはじめ、自活に必要な生活訓練を行う施設のこと。
- (54)生涯学習高校
一部科目履修(聴講)などの公開講座の開催や学校施設の開放など、地域住民が学び、活動できる生涯学習活動拠点のひとつとして機能する、地域に開かれた高校のこと。
- (55)小規模作業所
在宅の知的障害者や精神障害者など、地域において就労の機会を得がたい障害者を通所させて、軽作業・創作活動等の場を提供し、自立や生きがいづくりを支援する施設のこと。
- (56)小地域での福祉活動
何らかの支援を要する人のニーズや状況をいち早く発見できるのは地域であるという認識に基づき、町内会や自治会などの近隣の地区単位で要援護者の見守りや援助などを行う活動のこと。

- (57)情報インフラ
「インフラ」とは「infrastructure」の略で、基礎構造のこと。ここでいう「情報インフラ」とは、多様な情報関連施策を展開するために必要となる情報通信網などの基盤のこと。
- (58)情報セキュリティ
コンピューター・システムの安全性・信頼性を確保すること。コンピューター・システムに対する侵入・破壊の防止、障害発生時の未然防止、被害の最小化、回復の迅速化などを意味する。
- (59)ショートステイ施設
寝たきり高齢者等の介護者が一時的に介護が困難になったり、休養を要する時などに、高齢者を短期間預かり、介護家族の負担を軽減する施設のこと。特別養護老人ホームなどに専用ベッドを設けることが多い。
- (60)シルバーハウジング
高齢者が自立して安全で快適な生活ができるように設計された公的住宅のこと。緊急通報システムや生活援助員が配置され、生活相談や緊急時に対応するなど、高齢者の在宅生活の支援を行う。
- (61)スタッフ制
行政組織において、係制などの事務内容に応じて細分化された組織を見直し、より大きな課単位で事務を行う体制のこと。行政事務の効率化や弾力的な人事管理を可能にするもので、本市では平成10年4月から導入している。
- (62)生活支援サービス
自宅に食事を届ける配食サービスや送迎サービス、買い物の代行サービス、宅配サービスなど、高齢者の日常生活を支えるための各種サービスの総称。
- (63)生活習慣改善センター
生活習慣改善のための教育・指導や実習などの設備や機能を有する施設のこと。
- (64)生活習慣病
がんや脳卒中、心臓病など食生活や喫煙、飲酒などの生活習慣と深く関係している病気の総称で、従来「成人病」と呼ばれていた病気のこと。
- (65)成熟化社会
人口増加や右肩上がりの経済成長が続く社会から、心の豊かさや自己実現など質的な充実を重視する社会に転換していくこと。
- (66)精神障害者
精神分裂病や精神作用物質による急性中毒・依存症など、精神疾患を有する者のこと。
- (67)絶滅危惧種
野生生物で絶滅のおそれのある種のこと。
- (68)総合型地域スポーツクラブ
従来の単一種目型、一定の年齢層を対象とした従来型のスポーツクラブと異なり、複数の種目で各年齢層で参加できるスポーツクラブのこと。
- (69)ゼロエミッション活動
自然界への廃棄物や排熱の排出(エミッション)をゼロにする諸活動。
- (70)双方向性
情報を受け取るだけ、発信するだけといった一方通行的ではなく、相互にやりとりできる情報の流れの性格のこと。
- (71)ダイオキシン
燃焼過程で塩素と反応して生成する発がん性物質の名称。塩化プラスチック系のごみの焼却で発生することが知られている。
- (72)建物識別表示
災害発生時等において、ヘリコプターなどによる消火・救助活動を円滑に行えるように、建物など上空からの視認性を高める印・表示のこと。
- (73)地籍調査
土地の実態を正確に把握するために、一筆(土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画)ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査並びに境界および地積に関する測量を行い、地図や簿冊を作成すること。
- (74)知的障害者
精神薄弱者のことで、知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じ、何らかの特別の支援を要する状態にある者のこと。
- (75)知的障害者更生施設
知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設のこと。
- (76)中山間(地域)
一般的に、山林や傾斜地が多い地域のこと。社会・経済的条件が平地地帯に比べて不利な地域である。ここでは、傾斜地等でまとまった大区画の農地がなく、圃場整備などが行いにくい地域を指す。
- (77)中小企業大学校 北陸ブロック校
中小企業大学校は、国の特殊法人である中小企業総合事業団が設置・運営する中小企業のための専門的研修機関で、平成12年4月現在、全国各地に9校設置されている。北陸ブロックへの設置が検討されており、本市はその候補地のひとつとなっている。
- (78)地理情報システム(GIS)
「GIS」とは「Geographic Information System」の略で、さまざまな情報をデジタル化された地図に関連づけることにより、地図を媒介として異なった種類の情報をコンピュータ上で統合的に処理するシステムのこと。
- (79)低公害車
ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や黒煙、粒子状物質の排出が少ない自動車の総称。電気自動車、天然ガス自動車、ソーラーカーのほか、ハイブリット車なども含まれる。
- (80)デイサービスセンター
在宅生活を送っている虚弱な高齢者や寝たきり高齢者、障害者等を日中の間預かり、入浴や食事、レクリエーションなどのサービスを提供し、心身機能の維持を図る施設のこと。
- (81)データベース
各種データを集積・整理し、必要に応じて直ちに取り出せるように管理されたしくみのこと。
- (82)デポジット制度
商品を販売するときに容器の預り金を上乗せし、容器を返却したときその分を返還する制度のこと。容器の返却と引き換えに預り金が戻されることで、容器の回収率向上を図る。
- (83)テレトピア計画
テレトピア構想の指定を受けて策定する地域情報化計画のこと。テレトピア構想は郵政省のモデル事業で、各種通信システムの導入により、活力ある快適な地域社会を形成することを目的とする事業。
- (84)特定環境保全公共下水道事業
公共下水道の1種で、市街地以外の農山漁村や観光地等、都市計画法で定義される市街化区域以外の区域の下水を排除、処理する事業のこと。
- (85)特定公共賃貸住宅
中堅所得者向けの適正規模の優良な賃貸住宅が不足している

【た 行】

状況に鑑み、一定の基準に適合する民間賃貸住宅に対し、建設費の補助と一定年限の家賃補助を行うもの。こうした賃貸住宅の供給が民間では十分に行われていない場合、補完的に自治体が事業主体となって建設をすることができる。

- (86)特別養護老人ホーム
身体上または精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、自宅で介護を受けることが難しい高齢者を対象とした施設のこと。介護保険制度のなかでは介護福祉施設と呼ばれる。
- (87)特用林産物
森林において産出される産物で、一般用材を除く品目の総称。きのこ類、わさび、たけのこ、竹、木炭等がある。

《な行》

- (88)日常生活支援サービス
生活支援サービスと同義。
- (89)農業集落排水事業
農業振興地域における尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備する事業のこと。
- (90)ノーマライゼーション
年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加でき、普通に生活を送ることのできる社会が正常な社会であるという考え方のこと。
- (91)乗合タクシー
主に路線バスの廃止など、需要密度の低い交通に対して公共交通体系を補完するため、定員10人以下程度の車両を用いた乗合形式のサービスのこと。

《は行》

- (92)8020運動
「はちまるにいまる運動」と呼ばれ、「80歳になっても20本、自分の歯を保ちましょう」を合い言葉に、厚生省と日本歯科医師会で進めている歯と歯ぐきの健康づくりキャンペーンのこと。
- (93)バランスシート
貸借対照表のこと。一定時点における企業等の財政状況を明らかにする計算書類のひとつ。一定時点での投下資金の運用方法と調達方法を明らかにするもの。
- (94)バリアフリー
高齢者や障害者等の自由な行動を妨げる障壁(バリア)を取り除くこと。
- (95)非営利有償サービス
営利を目的とせず、運営費も含めた実費程度の価格で提供されるサービスのこと。活動の趣旨に賛同する人による会員制であることも多い。
- (96)表流水利用
現在の消融雪施設では、地下水を汲み上げ利用しており、冬期間で地下水位が低下するため、川の表層を流れる「表流水」を地下水の代替で利用すること。
- (97)福祉マインド
支えあいや助けあい意識といった相互の扶助意識、思いやりの心のこと。
- (98)節目健診
40歳・50歳・60歳など、年齢の節目ごとに基本健康診査やがん検診を行うことで、一定年齢になったことを契機に健康管理への関心をより高め、受診勧奨の促進効果をねらった健康診査のこと。
- (99)ブランド化(地域ブランド産品)
銘柄。地域産品のブランド化とは、品質などの質的価値やネーミング、

パッケージ、生産地域のイメージなどの付帯的価値などによって、他の産品との差別化や付加価値向上が図られるようにすること。

- (100)フロンティア産業
新しい産業活力の導入や、それによる既存産業への波及効果を進めるなど、知恵と開拓意欲で取り組む付加価値の高い産業のこと。
- (101)ヘルスワーク連絡会
保健所、社会福祉事務所、社会福祉協議会及び医師等、生活保護支援関係機関により要生活支援者の処遇について連絡し調整する場のこと。
- (102)保育サポーター
保育者が病気や様々な事情で保育の援助が必要な場合に、保護者にかわって、一時的に子育てを手伝うボランティアのこと。
- (103)法定外公共物
里道や、河川法の適用または準用がない水路などのこと。これまで、都道府県知事が国有財産法に基づき機関委任事務として財産管理を行っていたが、地方分権推進計画における機関委任事務の廃止に伴い、現に公共の用に供しているものは市町村に譲与のうえ市町村が管理し、機能を喪失しているものは国が管理することとなった。
- (104)訪問看護ステーション
在宅の寝たきり高齢者等に、かかりつけの医師の指示に基づき、看護婦等を訪問させて、看護サービスを提供する事業所のこと。
- (105)ポケットパーク
日常生活の身近な場に設置された小規模公園のこと。市街地や道路沿いなどのわずかな土地を利用し、居住環境を良くしようとするもの。
- (106)ボーダーレス化
経済活動などが地球規模で行われ、国境を越えて人やモノ、情報が活発に動き、国境という考え方が希薄化していくこと。
- (107)ホームヘルプサービス
在宅の寝たきり高齢者や障害者等の自宅を訪問して、入浴・食事・排泄等の身体の介護や調理・洗濯・掃除等の家事などを行うサービスのこと。
- (108)ボランティア休暇
社員・従業員のボランティア活動を支援・奨励するために、企業・事業所が社員・従業員に対してボランティア活動のために認める休職・休暇のこと。

《ま行》

- (109)マイバッグ運動
買い物の際に、店舗で配付されるポリ買物袋や包装紙等を使わず、自分で買物袋やバッグを持参する運動のこと。
- (110)水辺の楽校
建設省の「水辺の楽校プロジェクト」のことで、河川を活用し、子どもたちの身近で安全な自然体験の場を形成するため、地域と連携してソフト・ハードの両面から整備する事業のこと。
- (111)道の駅
市町村または公益法人が道路管理者とともに整備する多機能型休憩施設で、休憩機能に加え、観光・道路情報や地域特産品等の販売などの機能を兼ね備えた交流施設のこと。
- (112)無散水融雪
道路に水をまかずに消融雪を図る方式の総称。路床内に埋設した放熱管に地下水等を循環させる方法などがある。
- (113)無線のデジタル化
アナログ方式をデジタル方式にかえること。映像など送信できる情

報量が多いこと、電波の有効利用が可能になること、秘話性に優れた回線構築が可能であることなどの利点がある。

《や 行》

(114)ユニバーサルデザイン

建築物や日常生活用品などの製品に高齢者や障害者の利用・使用を前提とした機能をはじめから組み込み、誰もが使えるように配慮されたデザインのこと。障壁の除去(バリアフリー)の考え方をさらに進めたものといえる。

《ら 行》

(115)ライフスタイル

生活様式、個々人の生活価値観や習慣なども含めた生活様式。

(116)ライフライン

電気、水道、ガス、電話など、都市生活を支えるために、線や管で結ばれた生活に不可欠なシステム。広義には交通や流通システムを含む。

(117)リサイクル社会

廃棄物や不用品の再利用が進み、有価資源の再資源化や省資源化が定着した社会のこと。

(118)リサイクルセンター

資源ごみの選別、圧縮等の資源化や、再生品の展示・販売や普及啓発などリサイクル活動の拠点機能を有する施設のこと。

(119)リターナブル瓶

利用後に洗浄して再利用が可能な瓶で、ビール瓶や牛乳瓶などがあげられる。

(120)歴史国道

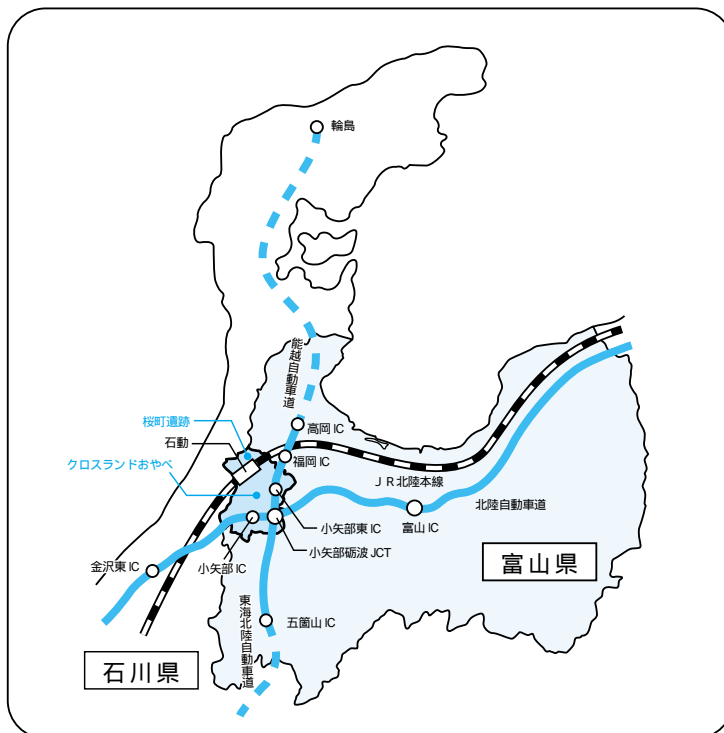
「歴史国道」とは、歴史上重要な幹線道路として利用され、国として特に重要な歴史的・文化的価値を有する道路のこと。富山県小矢部市桜町から石川県津幡町竹橋までの延長12.8kmが「北陸道 倶利伽羅峠」として平成7年6月に歴史国道に認定されている。

(121)老人保健施設

急性期の治療の終わった高齢者に、家庭復帰のためのリハビリテーション等のサービスを提供する施設のこと。介護保険制度では、介護老人保健施設と呼ばれる。

(122)ローリング

計画の実効性を高めるために、実施状況や環境変化を勘案しながら、繰り返し見直しを行い、計画を進めていく方法のこと。



第5次小矢部市総合計画

基本構想

基本計画

発行日 平成12年12月

発行 小矢部市総務部秘書企画課
〒932-0861 富山県小矢部市本町1-1
TEL 0766-67-1760(代) FAX 0766-68-2171
<http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

印刷 株式会社 アヤト



平成12年
富山県小矢部市